

森の里二丁目自治会備品管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、森の里二丁目自治会規約第20条に基づき森の里二丁目自治会（以下「自治会」）の備品に関する、取得、管理、貸出し、処分に関する事項を定め、もって備品の適正な管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に置いて、備品とは、自治会で購入又は寄贈により取得し備品台帳に記載した全ての物品とする。

(分類)

第3条 管理すべき備品は、適正な使用を図るため、その使用目的により分類し備品台帳（以下「台帳」という。）を備え、記載するものとする。

2 台帳は常に確認できるように自治会館の書庫に保管して置くこととする。

(管理)

第4条 備品は、自治会（自治会館・防災倉庫・倉庫）に常に良好に使用出来る状態で管理しなければならない。

2 備品の管理責任者は、自治会長が当たり、備品取扱責任者（以下「責任者」という。）は、総務部長とする。

(貸出し)

第5条 備品は原則、貸し出しはしない。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

2 前項による場合、管理者は貸し出し伝票を起票し保管管理者の承認を得るものとする。

3 前項により貸出しは、自治会の事業等に支障を及ぼさない範囲とし、備品台帳に記載を行う。

(返納)

第6条 貸出し後の返納時は、管理者は備品の損傷などの確認を行い返却を受けるものとする。ただし、損傷等があれば現物による返納とする。

(処分)

第7条 管理者は、保管する備品に使用することの安全面で支障がある場合は処分することが出来る。

2 処分は、役員会に提起し承認を得る。

3 管理者は、処分した備品を備品台帳の処理をする。

(補足)

第8条 この要綱に定めたもののほか備品の管理に必要な事項は、自治会長が役員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月18日から施行する。